

1. 植物品種保護制度の概要

(1) はじめに

インドネシア司法・人権省が国内法・国際法の観点から、ローカル植物品種（以下「在来品種」という）の保護について分析した報告書^aによると、インドネシアの植物品種保護は、当初は特許法によって与えられており、1989 年特許法の第 7 条 c において、イネ、トウモロコシ、キャッサバ、サツマイモを除くすべての植物品種は特許の対象とされていた。1997 年特許法では、例外がなくなり、すべての植物品種が特許の対象とされるようになった。しかし、2001 年特許法では、第 7 条 d において生き物としての植物の品種は、発明の対象として認められず特許が与えられなくなった。国民の食料需要を満たす植物品種の保護が、このようにころころ変わる状況はよくないということで、育種家の発明に対する法的保護を求めるニーズが高まってきた。

また、植物栽培システムに関する 1992 年法律第 12 号において、新品種を発明（育成）した個人又は法人が表彰を受けることとされていたほか、種子に関する 1995 年政令第 44 号においても、新品種の発明者（育成者）に対して表彰することとされていた。しかし、いずれも社会的なかたちで命名権と、品種育成に要した費用を補償してもらえるだけで、新品種育成の魅力にはなり得なかった。

さらに、国際的にも、国連生物多様性条約（UN-CBD）、植物品種保護同盟（UPOV）、WTO/TRIPS など知的財産権に関する関心が高まってきた。

このような中で、新品種に保護を与えること、インドネシアにある遺伝資源を用いて優良品種を育成し経済発展を支援すること、育種家にモチベーションを与えて優良品種の育成を促進すること、優良新品種の育成の努力に法的根拠を与えて種苗産業を発展させ、農業分野の開発における企業界に機会を与え推進することのために、2000 年 12 月 20 日に植物品種保護に関する 2000 年法律第 29 号が施行された。

^a 出典は、国家及び国際法におけるローカル植物品種の保護に関する 2011 年司法・人権大臣令（2011 年 3 月 11 日第 PHN-28.LT.02.01）の報告書“Perlindungan Varietas Tanaman Lokal Dalam Hukum Nasional dan Internasional”（訳は、「国家の及び国際的な法律における在来品種の保護」
<http://www.bphn.go.id/data/documents/pkj-2011-15.pdf> 2017 年 3 月 7 日検索）

(2) 植物品種保護制度運営当局

農業省官房直轄の植物品種保護・農業許認可センター (PVTPP Center) が制度運営当局。インドネシア植物品種保護に関する法律 (2000 年法律第 29 号) (PVP 法)、第 64 条に PVP を管理するために PVP 事務所を設置すると明記されている。

センターの所在地、連絡先等は以下の通り。

【所在地、連絡先】

農業省ビルディング B、5 階

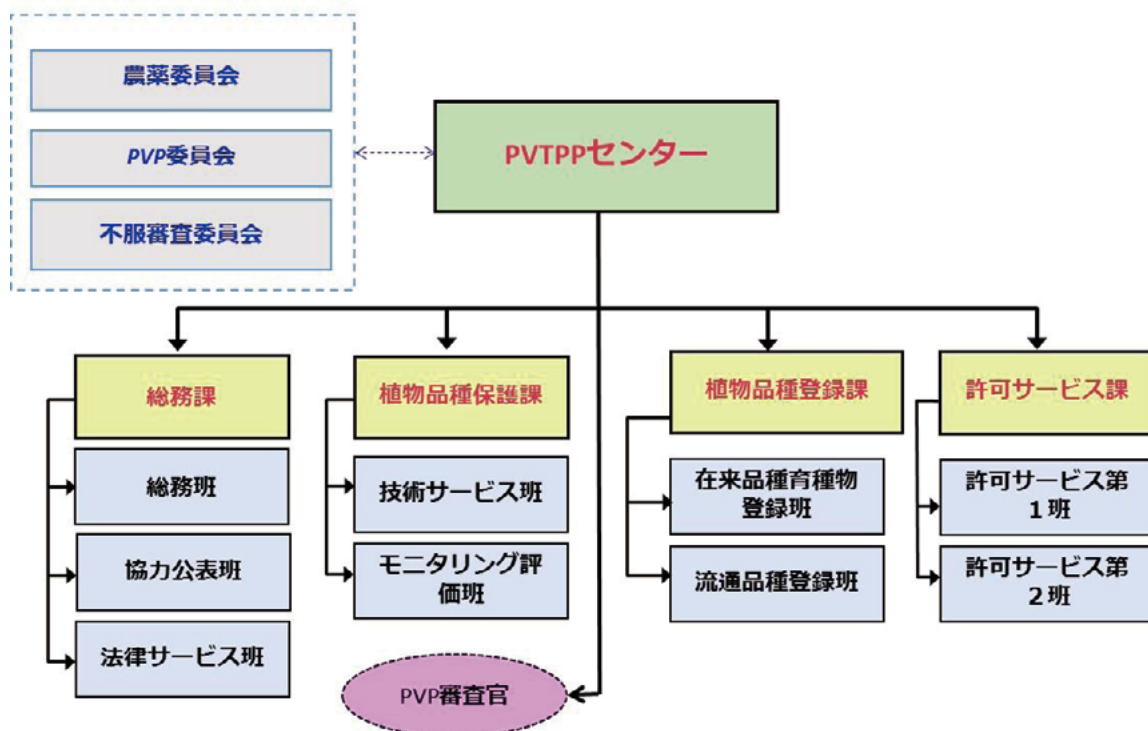
住所：Jl. Harsono RM. No. 3, Ragunan - Jakarta 12550, Indonesia

電話：021-78840405 (植物品種保護サービス)

Email アドレス：pvt@pertanian.go.id

SMS Center PVTPP：081281068805

植物品種保護・農業許可センターの組織構造



第 1 図 植物品種保護・農業許認可センター (PVTPP Center)

(3) 植物品種保護制度（PVP）における保護対象植物

種子繁殖、栄養繁殖を問わず、育成されたすべての植物品種。食用作物、園芸作物、エステート作物^b、林業植物、海草などのその他の植物が保護対象となっており、きのこなども保護対象となっているがこれまでにまだ申請はない。基本的に、出願申請すれば植物は全て保護対象とされる。

ただし、PVP 法第 3 条に「その利用が有効な法令、公共の秩序、道徳、宗教の戒律、及び環境保全に反する植物品種は保護されない」旨が記されており、マリファナ等の違法薬物に関する植物などは保護されない可能性がある。

(4) PVP における植物品種の保護要件

我が国と同様に新規性、区別性、均一性、安定性の要件を満たす必要があり、この他に固有の名称を付す必要もある。また、育成された品種のみが保護され在来品種等は含まれない。

(5) PVP における育成者権者

育成者権者になり得るものは以下のものが想定される。

- ① 個人
- ② 民間企業／国有企業
- ③ 政府所有研究機関（農業研究開発庁、科学院、原子力庁等）
- ④ 大学（国立、私立）
- ⑤ 外国の企業／個人

(6) PVP において出願できる者

この制度において出願できる者は以下の者。

- ① 育成者
- ② 育成者を雇用する又は育成者に品種の育成を注文した個人又は法人
- ③ 相続人
- ④ 関連する植物品種にさらなる権利を有する者又は
- ⑤ PVP コンサルタント

(7) PVP コンサルタント（出願代理人）

PVP コンサルタントは、PVP 法においても定められており、外国からの出願者は、PVP コンサル

^b エステート作物とは、オイルパーム、ココナッツ、さとうきび、ゴム、紅茶、カカオ、コーヒー等

タントを通しての出願となる。

PVP コンサルタントは、PVTTP Center の PVP 事務所に登録されて PVP コンサルタントリストに掲載される。また、PVP コンサルタントは弁理士または弁護士の資格を有する者であり、出願が公表されるまで、出願書の内容や品種の情報などの守秘義務がある。

現在、27 名がリストに登録されているが、このうち実際に活動しているのは4～5 名程度である。

外国からの出願に対応しなければならないので、基本的にコンサルタントは英語での業務が可能である。また、侵害等に対する対応も可能とのことである。

（８） 保護の期間

一年生植物は20 年、多年生植物は25 年間保護される。

（９） PVP 権（育成者権）の効力の及ぶ範囲

基本的に我が国と同様であり、育成者権者以外の者が以下の行為をする場合には、育成者権者の許諾が必要となる。

- ① 種子の生産又は増殖
- ② 増殖目的のための準備
- ③ 宣伝
- ④ 申し出
- ⑤ 販売又はその他取引
- ⑥ 輸出
- ⑦ 輸入
- ①～⑦に必要な保管

また、従属品種、交雑品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種についても、我が国と同様に育成者権の効力が及ぶ。

（１０） PVP 権（育成者権）の効力の及ばない範囲

以下のような場合には、育成者権の効力は及ばないとなっている

- a. 商業目的のためでない保護された品種の収穫物の一部の利用
- b. 研究、植物育種、及び新品種の収集保存の目的のための保護された品種の利用
- c. 食料及び薬の供給政策のための保護された品種の政府による利用（育成者権保有者の経済的権利を考慮して）。
- a. については、農家の自家増殖のことであるが、小農で自給自足農業のためであれば利用は可

能となっている。このことから、我が国のような農業者の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶので育成者権者の許諾が必要となる。

（１１） PVP 権（育成者権）者の義務

PVP 法には、育成者権者の義務の規程があり、以下の通り記載されている。

- a. インドネシアにおいて PVP 権を実施すること
- b. 年登録料を支払うこと
- c. インドネシアで PVP 権を取得した品種の種子を準備し、サンプルを提示すること

この中で、a. と c. については、技術的にインドネシアで栽培できない、又は経済的にインドネシアで栽培した場合に利益が出ないなどの理由があれば、PVP 事務所から例外の承認が受けられるとされている。

（１２） PVP 権（育成者権）の権利の移転

育成者権は以下の理由により移転し、又は移転させることができるとされている。

- a. 相続；
 - b. 贈与；
 - c. 遺言；
 - d. 公正証書による約束；又は
 - e. 法律により正当化される他の事由。
- 育成者権の移転は関連する他の権利を添付した育成者権に関する文書を伴わなければならない。
 - PVP 事務所に記録しなければならない。
 - 育成者権利移転費用を支払う。
 - 育成者権の移転は育成者権証書の中の氏名その他のアイデンティティ及び報酬を獲得する権利を保存するため育成者の権利を削除しない。

（１３） PVP 権（育成者権）の出願登録状況

出願登録状況等のデータは以下に示す。